



平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 三菱製紙株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 邦夫
(コード：3864、東証・大証第一部)
問合せ先 総務人事部長 大川 直樹
(Tel. 03-5600-1487)
広報・IR室長 白川 文人
(Tel. 03-5600-1485)

当社に対する損害賠償請求訴訟に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 25 日付けで独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）から損害賠償請求の訴訟を提起されておりましたが、今般機構から請求額の拡張の申請があり、平成 25 年 6 月 25 日に裁判所がこれを受理しましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

平成 13 年 3 月 22 日に当社が機構（当時は都市基盤整備公団）と売買契約を締結し、平成 16 年 9 月 30 日に引渡した中川工場跡地（東京都葛飾区新宿六丁目 面積：182,155 m²）について、機構より地中障害物があるとして 63 億 7763 万 7034 円の損害賠償請求を受け訴訟に至っていましたが、今般機構がその請求額を拡張してきたものです。

なお、当該土地は、当社より機構に対して 231 億 8838 万円で譲渡いたしましたが、その後全て機構が転売を終え（転売価格合計 718 億 8255 万円）、既に第三者の所有となっており、現在機構が所有している土地はありません。

2. 訴訟の提起及び請求額の拡張をした者

- (1) 名 称 独立行政法人都市再生機構
- (2) 所 在 地 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー
- (3) 代表者の氏名 理事長 上西 郁夫

3. 損害賠償金額（請求額の拡張後）

80 億 8043 万 7640 円及びこれに対する遅延損害金

4. 今後の見通し

当社は、機構との土地売買契約及び法令上の土壤汚染対策等の義務を全て履行した上で当該土地の引渡を行っており、当社には何らの責任はなく、また、機構には損害が発生していないとの主旨を訴訟において主張しております。

以 上